平 成 30 年 度

習志野市健全化判断比率審査意見書
習志野市資金不足比率審査意見書

習 志 野 市 監 査 委 員

監査第１１８号
令和元年８月２８日

習志野市長　宮　本　泰　介　様

習志野市監査委員　福　田　佐知子
習志野市監査委員　清　水　晴　一

平成30年度習志野市健全化判断比率審査意見書及び習志野市資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年7月23日付け財政第253号をもって審査に付された、平成30年度における習志野市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

平成30年度習志野市健全化判断比率審査意見書

1　審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2　審査の期間

令和元年7月23日から令和元年8月27日まで

3　審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4　審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準	
			平成30年度	平成29年度
① 実質赤字比率	ー　％ （△ 6.66 ％）	ー　％ （△ 7.24 ％）	11.70 ％	11.72 ％
② 連結実質赤字比率	ー　％ （△ 39.74 ％）	ー　％ （△ 43.09 ％）	16.70 ％	16.72 ％
③ 実質公債費比率	4.8　％	3.7　％	25.0　％	25.0　％
④ 将来負担比率	36.7　％	26.6　％	350.0　％	350.0　％

※　①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率については、実質収支及び連結実質収支が黒字であり、当該比率が生じないため「ー％」で表示している。なお、（　）内のマイナスの数値は参考として実質黒字の程度を表示したものである。③実質公債費比率及び④将来負担比率については、参考として過去5か年度の推移を下に示す。

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
実質公債費比率	4.8　％	3.7　％	2.5　％	5.2　％	7.1　％
将来負担比率	36.7　％	26.6　％	17.1　％	0.8　％	8.8　％

5　審査意見

健全化判断比率は、財政健全化計画の策定を義務付ける基準として国が定める「早期健全化基準」と比較して、いずれもこれを下回っている。

平成30年度習志野市資金不足比率審査意見書（ガス事業会計）

１　審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

２　審査の期間

令和元年7月23日から令和元年8月27日まで

３　審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４　審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準	
			平成30年度	平成29年度
資金不足比率	－　％ （△103.5 ％）	－　％ （△99.3 ％）	20.0 ％	20.0 ％

※　資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、「－％」で表示している。なお、（　　）内のマイナスの数値は参考として資金剰余の程度を表示したものである。

５　審査意見

資金不足比率は、経営健全化計画の策定を義務付ける基準として国が定める「経営健全化基準」と比較して、これを下回っている。

平成30年度習志野市資金不足比率審査意見書（水道事業会計）

１　審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

２　審査の期間

令和元年7月23日から令和元年8月27日まで

３　審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４　審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準	
			平成30年度	平成29年度
資金不足比率	－　％ （△ 282.0 ％）	－　％ （△ 309.6 ％）	20.0 ％	20.0 ％

※　資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、「－％」で表示している。なお、（　　）内のマイナスの数値は参考として資金剰余の程度を表示したものである。

５　審査意見

資金不足比率は、経営健全化計画の策定を義務付ける基準として国が定める「経営健全化基準」と比較して、これを下回っている。

平成30年度習志野市資金不足比率審査意見書（公共下水道事業特別会計）

１　審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

２　審査の期間

令和元年7月23日から令和元年8月27日まで

３　審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４　審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準	
			平成30年度	平成29年度
資金不足比率	19.1 % （ － %）	－ % （ 0.0 %）	20.0 %	20.0 %

※　資金不足比率は、資金に不足が生じていない場合、「－%」で表示している。なお、（　　）内の数値は参考として資金剰余の程度を表示したものである。

５　審査意見

平成30年度は、次年度からの公営企業会計への移行に伴う打ち切り決算により、出納整理期間中における下水道使用料や他市からの負担金等の収入が含まれていないことから、一時的に資金不足を生じたが、資金不足比率は、経営健全化計画の策定を義務付ける基準として国が定める「経営健全化基準」と比較して、これを下回っている。